

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（ 内閣府 ）

制 度 名	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の事業期間以内での償却可能化）		
税 目	法人税、所得税、消費税		
要 望 の 内 容	<p>現在、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対してインフラ等の事業権（事業運営に関する権利）を長期間に渡って付与するコンセッション方式の導入を検討中であるが、P F I 法※第 2 条第 5 項に規定する選定事業者が、同法第 10 条第 1 項に規定する事業計画又は協定に従って実施する同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業において、民間事業者に事業権を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。</p> <p>※民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律</p>		
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>○新成長戦略において、「国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中、必要な社会資本整備や既存施設の維持管理・更新需要に最大限民間で対応していく必要がある」「P F I 制度にコンセッション方式（※）を導入し、…あわせて、…民間資金導入のための制度整備…など、P F I 制度の拡充を 2011 年に行う」「P F I 事業規模について、2020 年までの 11 年間で、少なくとも約 10 兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から 2009 年末までの 11 年間の事業規模累計約 4.7 兆円の 2 倍以上）の拡大を目指す」とされている。</p> <p>（※）公共施設の所有権を民間に移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営・開発に関する権利）を長期間にわたって民間に付与する方式。</p> <p>○民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」において、「民間のリスクと経営努力を通じて、民間のリターンと国民・利用者の負担軽減を図るため、コンセッション方式の導入を図る」とされている。</p> <p>○国土交通省成長戦略において、「コンセッション方式における事業実施権を、たとえば「事業権」等のように、対抗要件を具備し、民間の資金・ノウハウが活用しやすい包括的な一つの財産権として位置づける」とされており、「検討すべき制度改善のための施策」として当該「「財産権」の税法上の償却」が掲げられている。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>厳しい財政状況の中で民間資金の活用を拡大し、真に必要な社会資本の新規投資及び維持管理を着実に進めていくため、従来の P F I 制度に基づく事業を拡大するとともに、P F I 制度の拡充を図る必要がある。</p> <p>そこで、P F I 事業者による公共施設等整備事業を促進するため、民間事業者が安定した管理運営を行うことができるよう、税制優遇措置を講じることが必要である。</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>+28 百万円 （ - 百万円）</p>

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	○政策分野 経済財政政策 ○政策 経済財政政策の推進 ○施策 民間資金等活用事業の推進(P F I 基本方針含む)
		政策の達成目標	○P F I 事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(P F I 法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大。 【新成長戦略】 ○P F I を推進するための制度の見直しを行うことを通じて、2020年までの次の11年間で、従来と比較して少なくとも2倍以上の事業規模の拡大を目指す。 【民間資金等活用事業推進委員会「中間的とりまとめ」】
		租税特別措置の適用又は延長期間	無期限
		同上の期間中の達成目標	P F I 事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上(P F I 法施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上)の拡大
		政策目標の達成状況	99年末～09年末(11年間)のP F I 事業規模(累計)は、約4.7兆円と見込まれる。
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	平成23年度 2件
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	新たな制度であるコンセッション方式の、事業権(仮称)の償却を可能とすることにより、コンセッション方式の利用が促進され、P F I の推進に資する。
		相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置
	予算上の措置等の要求内容及び金額		新成長戦略に盛り込まれた、P F I 事業規模の今後11年間の少なくとも約10兆円以上への拡大を推進するため、官民連携ファンド(PPPインフラファンド(仮称))を創設し、国が呼び水としての資金を提供する。(152億円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		予算措置と税制措置が車の両輪として動くことにより、優良なP F I 事業が創生され、財政負担の軽減に資する。
要望の措置の妥当性	コンセッション方式を活用するP F I 事業を行う民間事業者においては、事業権(仮称)のために大きな投資を行うため、事業権を償却可能とすることはコンセッション方式の普及を図るために的確かつ必要。		

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 </p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	初	